

# 21DJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士学位審査内規

制 定 1995年 3月15日

改 正 2014年 3月25日

改 正 2017年10月18日

改 正 2018年11月21日

改 正 2022年11月30日

改 正 2024年12月25日

(趣旨)

第1条 名古屋大学大学院国際開発研究科(以下「研究科」という。)における博士の論文審査及び学位試験の実施については、名古屋大学学位規程(以下「学位規程」という。)に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(博士論文の提出資格と学位の区分)

第2条 博士論文を提出することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 研究科の後期課程へ進(入)学した後、3年以上在籍し、必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者。ただし、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在籍すれば足るものとする。

二 研究科の後期課程を修了した者と同等以上の学識を有する者。

三 その他、前二号の者と同等以上の学識を有すると認められた者。

2 前項第一号に該当する者が、後期課程満期退学後3年以内(ただし、後期課程進(入)学後6年(休学期間を除く。))を超えないものとする。)に、提出した博士論文が研究科教授会に受理され、その後1年以内に審査が終了し、取得する学位は課程博士とし、その他は論文博士とする。

(学位申請の手続)

第3条 博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書に次に掲げる書類各3通(電子ファイルの場合は各1通)に所定の学位審査手数料を添え、研究科長に提出するものとする。

一 学位申請論文

二 論文要旨

三 業績一覧

四 履歴書

五 その他、研究科が必要とするもの(本学生便覧の「博士論文の提出について」を参照のこと。)

2 学位申請書は、随時提出することができる。

(予備審査)

第4条 研究科教授会は、博士の学位を申請しようとする者に対して予備審査委員会を設置する。予備審査委員会は、前条の規定に基づく博士論文の提出に際し予備審査を行い、予備審査報告書を研究科長に報告するものとする。

(学位審査委員会)

第5条 前条に規定する手続（ただし論文博士については、学位規程第6条に定める手続を含める。）を経て、研究科長が博士論文を受理したとき、研究科教授会は主指導教員の意見を参考に、3名以上の委員を選出し、学位審査委員会を構成する。

2 学位審査委員会は、主指導教員を含む3名以上の教授その他の者をもって構成する。ただし、学位審査委員の2名以上は、本研究科の教授でなければならない。

3 学位審査委員会は、次の各号のいずれかの要件を満たしていること。

一 主指導教員が、学位審査委員会の主査でないこと。

二 学位審査委員会に、本研究科に所属する教員以外の本学所属者または他の大学等に所属する者を含めること。

4 前項における本研究科に所属する教員とは、基幹講座教員、協力講座教員、本研究科に所属する国際化推進教員を意味するものとする。

(学位審査)

第6条 学位審査

学位審査委員会は、受理後1年以内に論文審査と学位試験を行い、その結果を研究科教授会に報告するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、研究科教授会の議を経て、審査期間を延長することができる。

(論文審査)

第7条 学位審査委員会は、他の提出書類を参考に、学位申請論文の審査を行う。審査の結果は可又は不可とし、審査委員の過半数によって判定する。

(学位試験)

第8条 学位審査委員会は、論文審査で可と判定された者に対し、筆記又は口頭による学位試験を行う。

2 学位試験は、論文の内容、これに関連する専門分野の学識、及び研究者として自立して研究活動を行い、又は高度に専門的な業務に従事する能力について行うものとする。

3 論文博士に対しては前項に加え、専門分野に関し、研究科の博士後期課程を修了した者と同等以上の学識を有するか否かについて審査するものとする。

4 学位試験の結果は可又は不可とし、審査委員の過半数によって判定する。

(学位審査の報告と合否の決定)

第9条 主査は学位審査委員会の議を経て、次の各号の審査結果を、文書によって研究科教授会に報告する。

一 論文審査の要旨（2,000字以内）

二 学位試験の結果

2 研究科教授会は、前項の報告に基づいて審議し、学位審査の合否を決定する。

3 学位審査の議決は名古屋大学大学院国際開発研究科教授会及び拡大教授会内規第18条第2項に従い、研究科拡大教授会構成員の3分の2以上が出席する研究科拡大教授会で行い、無記名投票により出席者の3分の2以上の賛成を以て合格とする。

(再提出)

第10条 研究科教授会における課程博士学位審査の結果不合格となった者は、指導教員の指導を受けた後再度論文を提出し、本内規に基づく審査を受けることができる。

(博士論文の公開)

第11条 本学学位規程の定めるところにより、博士学位を授与される者は、博士論文の全文及びその内容の要旨を名古屋大学学術機関リポジトリを通じ、インターネットで公表する。ただし、やむを得ない事由があると研究科教授会が認めた場合は、この限りでない。

2 学位申請者は、学位審査終了後、前項の公表に必要な電子データ及び各書類を研究科へ提出するものとする（本学生便覧の「博士論文の提出について」を参照のこと。） この場合において、学術ジャーナルへの掲載、出版刊行等のため、インターネットでの公表に際し著作権に係る処理が必要になるときは、学位申請者が適切に処理しなければならない。

附 則

この内規は、2018年11月1日から施行する。すでに予備審査委員会が組織されている博士論文の場合は、従前の通りとする。

この内規は、2023年4月1日から施行する。すでに予備審査委員会が組織されている博士論文の場合は、従前の通りとする。

この内規は、2025年1月1日から施行する。すでに予備審査委員会が組織されている博士論文の場合は、従前の通りとする。